

令和7年度「信州つばさプロジェクト」県企画プログラム
「グローバルインターンシップコース」に係る旅行業務委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度「信州つばさプロジェクト」県企画プログラム「グローバルインターンシップコース」に係る旅行業務

2 事業目的

県教育委員会と連携協定を締結している台湾・高雄市等へ県内の高等学校等の生徒を派遣し、日本を拠点にしながら現地に展開する企業等でのインターンシップを通して国際感覚を養い、グローバル時代の経済を体感するとともに、継続的な交流を通して国際理解を深める。現地高校生との英語での異文化交流や学習を通じて国際的な視野を広げ、グローバルな社会で活躍できる人材を育成する。

3 委託料

3,750,000円を上限とする（消費税込）。全体の事業規模は、本委託業務に係る経費を含め、7,500,000円（消費税込）を上限とする。差額分（旅行経費の1／2）については参加生徒が負担する。なお参加生徒数により金額は変動する。

4 全体事業概要

25名の高校生を7日間の日程で台湾へ派遣する。旅行期間は、令和8年3月上旬から中旬とする。委託業者は留学プログラムの企画・運営を行う。参加生徒数は増減する場合がある。

5 業務委託内容

高校生の台湾派遣に係る企画・運営業務

6 業務進捗状況及び打合せ

業務の進捗状況報告、業務内容に関する打合せを信州つばさプロジェクト実行委員会事務局（長野県教育委員会事務局学びの改革支援課高校教育指導係内）と必要回数行うこと。また、事務局の担当者と協議の上、業務をすすめるものとする。

7 事業実績報告書の提出

委託業務終了から1か月以内または、3月19日のいずれか早い日までに、信州つばさプロジェクト実行委員会を提出すること。

8 著作権

成果物の著作権及び所有権は、信州つばさプロジェクト実行委員会に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に属するものの使用については、各関係者と事前に調整・確認を行うなど、適切な処理を行うこと。

9 積算方法及び経費限度額

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出することとし、経費限度額3,750,000円（消費税込）の範囲内で見積もること。
- (2) 積算項目については概ね以下の内容で提出すること。
 - ①直接人件費
 - ②事業費
研修プログラムの企画・運営業務に要する経費
 - ③一般管理費
事業の管理に要する経費
 - ④消費税
 $(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 1.10$
- (3) 企画に際しては、別表「企画・運営項目」を参考にすること。

10 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、信州つばさプロジェクト実行委員会と隨時協議を行い、その指示にしたがうこと。
- (2) 引率職員（2名）に係る経費のうち、WiFi代、保険代は含み、旅費及び宿泊費は含まないこと（引率職員は引率者とし、現地プログラム参加費や会場借用費などは引率職員の経費には含めない）。
- (3) 生徒負担費用については、生徒から徴収する業務を行うこと。ただし、奨学給付金受給世帯などの県で全額負担する生徒がいる場合の該当生徒分は除く。
- (4) 参加生徒数が増減した場合（1～2名の範囲）にも対応すること。
- (5) 旅行期間は、出国から帰国までの7日間とする。
- (6) 本件金額については、為替レートの変更等の条件は認めないものとし、それを見込んで計上すること。
- (7) 長野県高校生海外留学支援事業交付金交付要綱の改訂により、本仕様書の記載事項が変更になった場合にはそれに対応すること。
- (8) 本研修旅行が充実した内容となるよう、事前・事後学習を行うこと。なお、その際に掛かる講師の謝金や交通費等は本契約とは別とする。
- (9) 受注者は、業務上知り得た事項（個人情報を含む）について、守秘義務を負うものとする。
- (10) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、信州つばさプロジェクト実行委員会と協議すること。

(別表)

企画・運営項目

- ア 出国及び帰国手配（国際航空運賃等）
- イ 滞在手配（ホテル代）
- ウ 派遣先での移動手配（バス代等）
- エ 食事手配（三食分費用）
- オ 現地活動の企画及びコーディネート費用
- カ 通訳・現地係員手配
- キ 旅行傷害保険手配

(ア) 保険加入期間は、全行程をカバーでき、1人あたり下記の補償金額を下回ることのないようすること。

- ・傷害死亡 : 3,000万円
- ・傷害後遺障害 : 3,000万円
- ・疾病治療救援 : 無制限
- ・賠償責任 : 3,000万円

(イ) 傷害治療、疾病治療については現地でのキャッシュレス治療の手配が可能であること。

(ウ) 旅行変更費用補償特約等を付随すること。

(エ) 現地で新型コロナウイルスに感染した場合の保障が付いていること。